



美しい景観と文化を守り繋ぐ②

先月号では、本町の茶園景観について触れました。

今月号では、もう1つの登録地域資源である「国指定重要無形民俗文化財 徳山の盆踊」をはじめ、町内に受け継がれる神楽や太鼓、地域の季節行事などの芸能や文化について考えてみたいと思います。

以前は賑やかに行われていたこれらの活動も、近年は担い手不足により、存続に苦慮しているところが少なくありません。こうした状況は、本町に限らず全国的な傾向ですが、これは単に人口の減少や少子化によるものでしょうか。

現代社会は、家族間、世代間、地域間の関係性が昔と比べて希薄になっています。人と人と

の関わりは、時に煩わしいこともあります。それを捨ててしまうと、同時に温かさやありがたさも失われます。競争社会で顧みてこなかったこの部分こそ今、価値があるはずなんです。

伝統芸能や地域行事は、本来、お金には変えられない価値のあるものですが、これに経済的価値を加えることで、地域に新たな光をもたらしてくれます。経済的価値には外部からの儲けだけでなく、それを地域内で循環させる仕組みづくりが必要不可欠です。

お互いが関心と共感を持ち合い、持続可能な社会へ向けた自立を目指すのが美しい村です。今一度、煩わしいことを地域で見つめ直して動かしていく。その全ては子どもたちの未来のためです。

企画課 まちづくり推進室 ☎(56)2221

道路交通法の一部が改正されました(令和2年6月30日施行)

自転車も「妨害(あおり)運転」は禁止です!

道路交通法の一部が改正され、妨害(あおり)運転に対する罰則が設けられました。

このため、自転車を運転中に自動車、バイク、自転車など、他の車両の通行を妨害する目的で一定の違反(※)を行った場合には、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金の処罰を受ける可能性があります。

※一定の違反とは

- 車間距離の不保持
 - 不必要な急ブレーキ
 - 逆走して進路を塞ぐ
 - 他車への幅寄せ
 - 進路変更
 - 追越し違反
 - 自転車の「ベル」をしつこく鳴らす
- などの違反をいいます。



入っていますか?
「自転車保険」

静岡県では「静岡県自転車車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険の加入が義務付けられています。

この機会に、自転車を運転する際の交通ルールと保険の加入状況について確認をしましょう。



自転車運転者講習の

受講対象となる交通違反に

妨害(あおり)運転が追加されました。



自転車運転者講習とは、

- 14歳以上の者で、
- 3年以内に2回以上、講習の受講対象となる交通違反を行い検挙された者

に対し、安全講習の受講を命じる制度です。

食中毒・感染症予防にも「こんな時には手洗い!」

●手洗いの5つのタイミング

- 1 公共の場所から帰ったとき
- 2 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- 3 ご飯を食べる前・後
- 4 病気の方の世話をしたとき
- 5 外にある物を触ったとき

※調理の前後、トイレの後などにも丁寧に洗いましょう。



●テイクアウトデリバリーを利用する際にも気をつけましょう。

宅配サービスやお持ち帰り用に調理された料理は、速やかに食べることを前提に作られています。

長時間放置せずに、早めに食べましょう。

●地区のお祭りやイベントなどで食品提供の予定がある場合、事前に保健所にご連絡ください。



●お肉の生食や加熱不足に注意

お肉の生食や、焼肉、バーベキューなどでお肉の加熱不足による食中毒の発生しやすい時期です。

特に小さいお子さま、高齢の方、体が弱っている方などは、食中毒の症状が重症化することもあり、とても危険です。

正しい知識を持ち、家庭でもできる食中毒予防を実践しましょう。

また、腹痛、下痢、血便、発熱などの症状が発症した場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。

健康福祉課 ☎(56)2224

毎月1回地元で古くから伝わる民話を「語り」紹介します。是非聞きにきてください。

1. 開催日時 令和2年8月16日(第三日曜日) 1回目 11:00~ / 2回目 13:30~
2. 開催場所 茶茗館
3. 語り手 勝川邦子・蘭田はる・奥野恵美子
(語り手は都合により変更する場合があります。)

中川根語り部の会「話楽座」(事務局/蘭田はる ☎(56)0374)



積載物の落下、はみ出し、重量オーバー、車検切れは
運転手責任・安全運転管理者責任・雇用主責任の連帯責任です。

!!ルールとマナーを守って・楽しい車社会実現へ!!

川根自動車株式会社

川根本町上長尾869-2 ☎0547(56)0150

総務課 自治防災室 ☎(56)2220